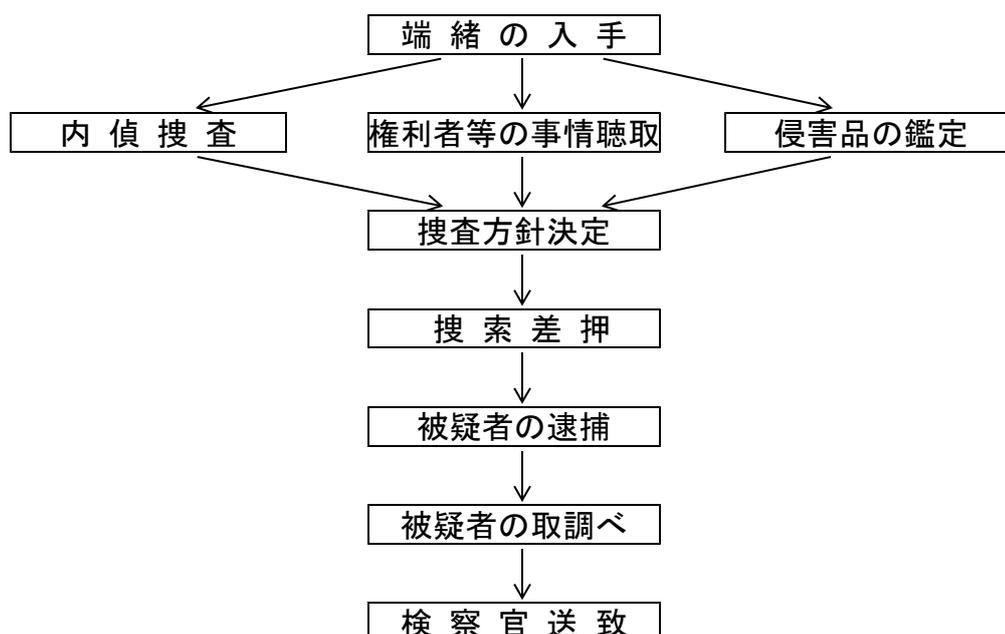


平成19年6月7日 警察庁

親告罪関係資料

1. 親告罪と非親告罪の捜査



2. 産業財産権法における非親告罪導入に伴う変化・効果

3. 親告罪であることによる実務上の支障

- ・ 告訴の拒否、取消し
- ・ 告訴権者の所在不明等
- ・ 告訴期間の経過

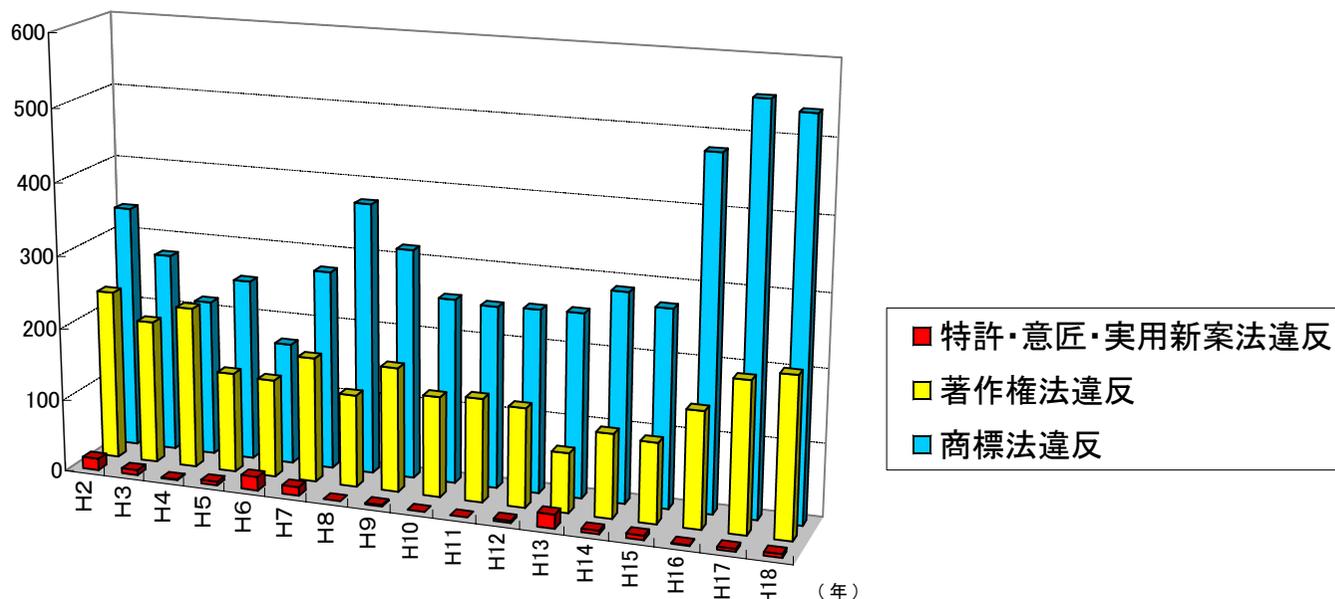
4. 非親告罪化による実務上のメリット・デメリット

- ・ 告訴取消し等に伴う問題の解消
- ・ 捜査協力に対する権利者の意識への影響

統計資料

【平成2年以降の産業財産権侵害事犯検挙状況】

(検挙人員)



		H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
非親告罪	商標法違反	337	276	216	251	168	275	373	316	254	250	252	253	287	271	479	551	537
平成10年の法改正により非親告罪化(平成11年1月1日施行)	特許法違反	8	4	1	1	4	2	0	0	0	0	2	7	2	4	0	2	2
	意匠法違反	8	3	0	4	15	10	0	2	0	0	0	10	3	0	1	2	3
	実用新案法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0
	小計	16	7	1	5	19	12	0	2	0	0	3	19	5	6	1	4	5
親告罪	著作権法違反	234	198	223	138	135	172	127	171	138	142	136	82	115	110	159	206	219

【参考資料】

1 訴訟条件と捜査に関する判例

- 大判明43. 6. 14刑録16輯1176頁—商標法違反

親告罪ニオケル告訴ハ該犯罪ニ対スル訴追ノ条件タルニ止マリ検事ハ告訴ノ有無ヲ問ハス犯罪捜査ノ職権ヲ有スル

- 最決昭35. 12. 23刑集14巻14号2213頁

(関税法違反、物品税法違反)

関税法違反または物品税法違反の如き国税犯則事件についての税関長または収税官吏等の告発は単に該違反罪に対する訴追条件にすぎないと同時に、司法警察員は犯罪があると思料するときは犯人及び証拠を捜査するものとせられ、検察官は必要と認めるときは自ら犯罪を捜査することができ、しかも捜査については、その目的を達成するために必要な取調をすることができ、法律の定めに従い強制の処分をすることもできるのであるから、該違反罪につき関税長の告発前においても被疑者を逮捕、勾留し、取り調べることができるのであつて、その逮捕、勾留または取調が右の告発前になされたからといつて、ただそれだけの理由でこれを違法とすべきものではない。(い。)

2 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）

第70条（親告罪の要急捜査）

警察官は、親告罪に係る犯罪があることを知つた場合において、直ちにその捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、未だ告訴がない場合においても、捜査しなければならない。この場合においては、被害者またはその家族の名誉、信用等を傷つけることのないよう、特に注意しなければならない。

第121条（親告罪事件の逮捕状請求）

逮捕状を請求するに当つて、当該事件が親告罪に係るものであつて、未だ告訴がないときは、告訴権者に対して告訴するかどうかを確かめなければならない。